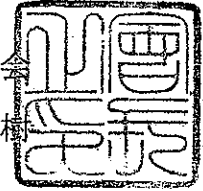


令和3年6月14日

綾瀬市長 古塩政由 殿

綾瀬市個人情報保護審査会  
会長 永山茂樹



要保護児童等に関する情報共有システム（オンライン結合）による保有  
個人情報の提供について（答申）

令和3年4月30日付けで諮問のあった要保護児童等に関する情報共有システム（  
オンライン結合）による保有個人情報の提供について、綾瀬市個人情報保護条例第1  
3条第2項の規定に基づき、次のとおり答申する。

#### 1 審査会の結論

要保護児童等に関する情報共有システム（オンライン結合）による保有個人情報  
の提供については、適当なものと認める。

なお、本件オンライン結合により提供する個人情報の特性に鑑み、要保護児童等  
に関する情報共有システムの運用に関する細目的事項や将来的な運用方針の決定に  
当たっては、一層の慎重な判断に基づいて行うべきであることに留意し、また、将  
来にわたり個人情報の適切な取扱いを担保するための措置を講じることを実施機関  
に要望する。

#### 2 諮問する根拠

綾瀬市個人情報保護条例第13条第1項において、オンライン結合により実施機  
関が保有個人情報を提供することを原則として禁止しつつ、法令に特別な定めがあ  
るとき又は公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと  
認められるときに限り、オンライン結合による保有個人情報の提供を例外的に許容  
している。

また、綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項において、オンライン結合による

保有個人情報の提供を新たに開始しようとする場合には、綾瀬市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴かなければならないこととされている。

本件諮問事案は、オンライン結合による保有個人情報の提供を新たに開始しようとする事務の必要性及び公益性並びに個人の権利利益の侵害のおそれの有無に照らし、その実施が適正であるかについて審査会に諮問されたものである。

### 3 実施機関の主張（オンライン結合による保有個人情報の提供の必要性等）

要保護児童等に対しては、自治体の枠を超えた関係機関間で連携を図り、必要な保護及び支援を継続することが重要であり、児童福祉法等の関係法令においても、関係機関間において必要な資料又は情報の提供を相互に行うべきことが規定されている。

しかし、近年発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の迅速な引継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。

情報共有システムは、要保護児童等に係る氏名、住所、家族状況等の個人情報をあらかじめ登録し、転出先自治体の求めに応じて当該個人情報を提供するものである。情報共有システムの導入により、児童相談所を含めた関係機関は、夜間・休日を問わず必要な情報を即時に取得することが可能となり、関係機関間の迅速な引継ぎや正確な情報共有が実現されるため、情報共有システムを利用して保有個人情報を提供する必要性が高いものである。

情報共有システムは、LGWAN（自治体を相互に接続する行政専用のネットワーク）を使用するため、外部ネットワークからは完全に遮断されており、物理的セキュリティ対策が施されている。また、情報共有システムのURL、操作するためのID及びパスワードは、児童虐待に係る事務を取り扱う特定の職員のみで管理を行うとともに、接続する端末と職員を最小限に制限することから、個人情報保護に対する人的セキュリティ対策も万全に施されており、個人の権利利益を侵害するおそれはない。

以上より、要保護児童等に関する情報共有システム（オンライン結合）による保有個人情報の提供を新たに開始するため、綾瀬市個人情報保護条例第13条第2項の規定に基づき、審査会の意見を求めるものである。

#### 4 審査会の判断

児童相談件数の増加、重大事案の度重なる発生等の昨今の児童虐待を取り巻く状況下において、児童虐待を防止し、及び早期発見により適切な支援を行うに当たり、情報共有システムを用いて保有個人情報の提供を行うことは、関係機関間の迅速かつ正確な連携を実現し、ひいては児童の権利利益の保護に資するものであることから、公益上の必要性があると認められる。

また、オンライン結合に関する物理的・人的セキュリティ対策も適切に施されていることから、個人の権利利益の侵害のおそれがないと認められる。

以上より、情報共有システムのオンライン結合による保有個人情報の提供については、適切なものと認められる。

なお、本件オンライン結合により提供する個人情報が児童虐待に関する情報という極めて繊細かつ消極的な内容である性質を有するものであり、また、将来的には情報共有の範囲を児童虐待に関する調査所見、児童の養育状況、支援の方針等といったプライバシー性が極めて高い個人情報まで拡大する予定であることを考慮すると、情報共有システムの運用に関する細目的事項や将来的な運用方針の決定に当たっては、より一層の慎重な判断に基づいて行うべきであることを申し添えるとともに、将来にわたり個人情報の適切な取扱いを担保するための措置を講ずることについて実施機関に要望したい。

以上のことから、審査会として1の結論に至ったものである。

